

議案第20号

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第25条」の次に「及び第25条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の2中「第25条」の次に「及び第25条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第25条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第25条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の5又は第16条の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とす

る。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の5又は第16条の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第25条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。